

# 公益社団法人自動車技術会 役員等慶弔見舞金規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）の会員、代議員、役員（支部役員を含む。）及び委員等に対する慶弔見舞金及び役員退任記念品に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 会員 定款第6条に定める会員をいう
- (2) 役員 定款第20条に定める理事及び監事をいう
- (3) 委員等 公益社団法人自動車技術会組織運営規則第13条に定める専門組織等及び当該組織を構成する委員会並びに同規則第14条に定める諮問機関等の委員長、副委員長、幹事及び委員をいう
- (4) 勲章 大勲位菊花章、桐花大綬章、旭日大綬章、旭日重光章、旭日中綬章、瑞宝大綬章、瑞宝重光章及び瑞宝中綬章をいう
- (5) 褒章 紅綬褒章、緑綬褒章、黄綬褒章、紫綬褒章、藍綬褒章及び紺綬褒章をいう
- (6) 慶弔見舞金等 慶弔に伴い贈与する金品、祝電、弔電及び記念品をいう

### (慶弔見舞金等の種類)

第3条 慶弔見舞金等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 祝電
- (2) 弔慰金
- (3) 供花
- (4) 弔電
- (5) 記念品

2 前項を贈る場合は、会長名による。ただし、贈る対象者が会長の場合は副会長名で贈る。

3 支部担当理事が、第1項第1号、第3号又は第4号を贈る場合は、支部長名による。

## 第2章 会員

### (祝電)

第4条 祝電は、名誉会員、正会員又は賛助会員の代表者で、勲章又は褒章を受章された方に対して贈る。

### (弔慰金)

第5条 弔慰金は、名誉会員又はその配偶者が死亡したときに処理基準に定める金額を贈る。

### (供花)

第6条 供花は、次の各号により贈る。

- (1) 名誉会員又はその配偶者が死亡したとき
- (2) 賛助会員の代表者が死亡したとき

### (弔電)

第7条 弔電は、次の各号により贈る。

- (1) 名誉会員又はその配偶者が死亡したとき
- (2) 賛助会員の代表者が死亡したとき

## 第3章 代議員

(供花)

第8条 供花は、代議員又はその配偶者が死亡したときに贈る。

(退任後の代議員)

第9条 代議員又はその配偶者が、退任後に死亡したときは、供花を贈る。

#### 第4章 役員

(弔慰金)

第10条 弔慰金は、役員又はその配偶者が死亡したときに処理基準に定める金額を贈る。

(供花)

第11条 供花は、役員又はその配偶者が死亡したときに贈る。

(弔電)

第12条 弔電は、役員又はその配偶者が死亡したときに贈る。

(退任後の役員)

第13条 役員又はその配偶者が、退任後に死亡したときは、供花及び弔電を贈る。

(退任記念品)

第14条 会長、副会長、会務担当理事及び常務理事が退任したときは、処理基準に定める退任記念品を贈る。ただし、留任したときは、最終任期の退任時に贈る。

#### 第5章 委員等

(委員長)

第15条 委員長が死亡したときは、供花及び弔電を贈る。

2 委員長であった者が退任後に死亡したときは、弔電を贈る。

(委員等)

第16条 委員等が死亡したときは、弔電を贈る。

#### 第6章 支部

(支部所属会員)

第17条 支部担当理事は、受勲、受章又は受賞等をした当該支部所属会員に対して、祝電を贈ることができる。

第18条 支部担当理事は、支部事業活動に貢献した当該支部所属会員又はその配偶者が死亡したときは、供花及び弔電を贈ることができる。

第19条 弔慰金は贈らない。

(支部役員等)

第20条 支部担当理事は、支部役員、支部顧問及び支部規約に定めるこれらに相当する者又は配偶者が死亡したときは、弔電、供花及び弔慰金を贈ることができる。

2 前項の弔慰金は、第10条に準ずるものとする。なお、第10条の定めにより弔慰金が贈られたときは、前項の弔慰金を贈ってはならない。

(支部委員等)

第21条 支部担当理事は、支部に設置した委員会の委員長が死亡したときは、供花及び弔電を贈ることができる。

第22条 支部担当理事は、支部に設置した委員会の委員が死亡したときは、弔電を贈ることができる。

## 第7章 補則

### (適用)

第23条 本規則の適用は、対象となる事由が発生してから1ヶ月以内に本部又は支部事務局が把握したものとす。なお、弔慰金の対象者が事務局職員の場合は、この規則を適用しない。

### (特例措置)

第24条 常務理事は、第4条から第16条の定めに該当しない事例について、本会運営上その必要性が高い又は本会事業活動に特別の貢献があったと判断した場合は、弔電又は供花を贈ることができる。

第25条 支部担当理事は、第17条から第23条の定めに該当しない事例について、支部運営上その必要性が高い又は支部事業活動に特別の貢献があったと判断した場合は、弔電又は供花を贈ることができる。

### (処理基準)

第26条 本規則の運営に関し必要な細則については、総務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

第27条 本規則第6章の運営に関し必要な細則については、支部理事会において処理基準を定め、これによるものとする。

### (改廃)

第28条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

## 附則

- 1 この規則は、2011年4月26日から施行する。(第1回理事会議決 2011年4月26日)
- 2 1980年4月20日制定の役員諸手当規程(内規)は廃止する。